

那 霸 市 公 報

第 1 3 7 4 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 条 例

- 那 霸 市 火 災 予 防 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (消 防 本 部 予 防 課) 519
- 那 霸 市 立 病 院 使 用 料 及 び 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (市 立 病 院 管 理 課)
..... 520
- 那 霸 市 消 防 団 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (消 防 本 部 総 務 課)
..... 521
- 那 霸 市 消 防 本 部 及 び 消 防 署 設 置 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (消 防 本 部
総 務 課) 522
- 那 霸 市 附 属 機 関 の 設 置 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (教 育 委 員 会 学 校 教 育
課) 525
- 那 霸 市 乳 幼 児 医 療 費 助 成 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (こ だ も 課) 526
- 那 霸 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (税 制 課) 527

◇ 規 則

- 那 霸 市 消 防 団 の 組 織 及 び 消 防 団 員 の 階 級 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則
(消 防 本 部 総 務 課) 528

◇ 公 告

- 住 民 票 の 職 権 消 除 の 公 示 に つ い て (市 民 課) 529

条 例

那覇市条例第30号

平成15年9月30日

公 布 済

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第37条第2項第2号中「1.7重量キログラム毎平方センチメートル」を「0.17メガパスカル」に、「2.5重量キログラム毎平方センチメートル」を「0.25メガパスカル」に改める。

第38条第1項中「第13条の2第1号」を「第13条の3第1号」に改め、同条第2項中「規定により設ける泡消火せん」を「泡消火設備のうち、移動式の泡消火設備」に改め、同項第1号中「泡消火せんは、」を削り、同項第2号中「泡消火せん」を「ホース接続口」に、「当該設置個数が4を超えるときは、4」を「4個を超えるときは、4個」に、「泡消火せんの配管内」を「配管内」に改め、同項第3号中「泡消火せん設備は、」を削り、「泡消火せん(設置個数が4を超えるときは、4個の泡消火せんとする。)」を「ホース接続口(4個を超えるときは、4個とする。)」に、「3.5重量キログラム毎平方センチメートル」を「0.35メガパスカル」に改め、同条第3項中「泡消火せん設備」を「泡消火設備」に改める。

第39条第1項を次のように改める。

令別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のものには、自動火災報知設備を設けなければならない。

第41条第4項を次のように改める。

- 4 第1項又は令第26条第1項に掲げる特定防火対象物(複合用途対象物にあっては、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されている部分に限る。)に設ける通路誘導灯は、B級以上とし、取付け高さは、床面から2.5メートル以下としなければならない。

付 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

那覇市条例第31号

平成15年 9 月30日

公 布 済

那覇市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

那覇市立病院使用料及び手数料条例（平成14年那覇市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「 を

新生児給食料	1 日につき	実費相当額
--------	--------	-------

」

「 に

新生児給食料	1 日につき	実費相当額
外来透析受診者食事料	1 食につき	600円以下で管理者が定める額

」

改める。

付 則

この条例は、平成15年10月 1 日から施行する。

那覇市条例第32号

平成15年10月 1 日

那覇市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市消防団の設置等に関する条例（1972年那覇市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、位置及び区域は」を「及び区域は、」に改め、同項の表を次のように改める。

名 称	区 域
那覇市消防団	那覇市全域

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第33号

平成15年10月 1 日

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例（昭和47年那覇市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「位置及び名称」を「名称及び位置」に改める。

第3条を次のように改める。

（消防本部の名称及び位置）

第3条 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
那覇市消防本部	那覇市銘苅2丁目3番8号

第4条の見出し中「位置、名称」を「名称、位置」に改め、同条中「位置、名称及び管轄区域は」を「名称、位置及び管轄区域は、」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

名称	位 置	管 轄 区 域
那覇市西消防署	那覇市銘苅2丁目3番8号	字銘苅、銘苅1丁目、銘苅2丁目、銘苅3丁目、字古島、おもろまち1丁目、おもろまち2丁目、おもろまち3丁目、おもろまち4丁目、字安里の一部、安里3丁目、泊1丁目、泊2丁目、上之屋1丁目、首里末吉町1丁目の一部、首里末吉町2丁目、首里末吉町3丁目、首里末吉町4丁目、古島1丁目、古島2丁目、首里儀保町2丁目の一部、首里儀保町4丁目の一部、首里桃原町1丁目の一部、首里桃原町2丁目、首里山川町1丁目の一部、首里山川町2丁目の一部、首里山川町3丁目の一部、字松川の一部、松島1丁目、松島2丁目、字真嘉比、真嘉比2丁目、真嘉比3丁目、字大道の一部、字安謝、安謝1丁目、安謝2丁目、天久1丁目、天久2丁目、字天久、泊3丁目、字上之屋、曙1丁目、曙2丁目、曙3丁目、

		<p>港町1丁目、港町2丁目、港町3丁目、港町4丁目、安里1丁目、安里2丁目、壺屋1丁目、樋川1丁目、樋川2丁目、楚辺1丁目、楚辺2丁目、字楚辺、字古波蔵、字壺川、字二中前、旭町、泉崎1丁目、泉崎2丁目、松尾1丁目、松尾2丁目、牧志1丁目、牧志2丁目、牧志3丁目、久茂地1丁目、久茂地2丁目、久茂地3丁目、松山1丁目、松山2丁目、前島1丁目、前島2丁目、前島3丁目、若狭1丁目、若狭2丁目、若狭3丁目、久米1丁目、久米2丁目、辻1丁目、辻2丁目、辻3丁目、西1丁目、西2丁目、西3丁目、東町、通堂町、壺川1丁目、壺川2丁目、壺川3丁目、住吉町1丁目、住吉町2丁目、住吉町3丁目、垣花町、垣花町1丁目、垣花町2丁目、垣花町3丁目、奥武山町、山下町、鏡原町、字小禄、小禄1丁目、字田原、田原1丁目、田原2丁目、田原3丁目、田原4丁目、金城1丁目、金城2丁目、金城3丁目、金城4丁目、金城5丁目、字鏡水、字安次嶺、字当間、字大嶺、字宮城、字赤嶺、赤嶺1丁目、赤嶺2丁目、高良1丁目、高良2丁目、高良3丁目、字宇栄原、宇栄原1丁目、宇栄原2丁目、宇栄原3丁目、宮城1丁目、字具志、具志1丁目、具志2丁目、具志3丁目</p>
<p>那 覇 市 中 央 消 防 署</p>	<p>那覇市寄宮2丁目32番1号</p>	<p>字安里の一部、字大道の一部、松川1丁目、松川2丁目、松川3丁目、繁多川1丁目、繁多川2丁目、繁多川3丁目、繁多川4丁目、繁多川5丁目、字真地、字識名、識名1丁目、識名2丁目、識名3丁目、識名4丁目、字上間、上間1丁目、字仲井間、字国場、長田1丁目、長田2丁目、字寄宮、寄宮1丁目、寄宮2丁目、寄宮3丁目、三原1丁目、三原2丁目、三原3丁目、壺屋2丁目、字与儀、与儀1丁目、与儀2丁目、字古波蔵、古波蔵2丁目、古波蔵3丁目、古波蔵4丁目、首里大名町1丁目、首里大名町2丁目、首里大名町3丁目、首里平良町1丁</p>

	目、首里平良町2丁目、首里末吉町1丁目の一部、首里儀保町1丁目、首里儀保町2丁目の一部、首里儀保町3丁目、首里儀保町4丁目の一部、首里桃原町1丁目の一部、首里大中町1丁目、首里大中町2丁目、首里山川町1丁目の一部、首里山川町2丁目の一部、首里山川町3丁目の一部、字松川の一部、首里寒川町1丁目、首里寒川町2丁目、首里金城町1丁目、首里金城町2丁目、首里金城町3丁目、首里金城町4丁目、首里真和志町1丁目、首里真和志町2丁目、首里池端町、首里当蔵町1丁目、首里当蔵町2丁目、首里当蔵町3丁目、首里崎山町1丁目、首里崎山町2丁目、首里崎山町3丁目、首里崎山町4丁目、首里赤田町1丁目、首里赤田町2丁目、首里赤田町3丁目、首里鳥堀町1丁目、首里鳥堀町2丁目、首里鳥堀町3丁目、首里鳥堀町4丁目、首里鳥堀町5丁目、首里汀良町3丁目、首里赤平町1丁目、首里赤平町2丁目、首里久場川町1丁目、首里久場川町2丁目、首里石嶺町1丁目、首里石嶺町2丁目、首里石嶺町3丁目、首里石嶺町4丁目
--	---

付 則

この条例は、平成15年11月4日から施行する。

那覇市条例第34号

平成15年10月1日

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に改め、同表教育委員会の項中

「 を

那覇市就学指導委員会	特別支援教育を要する幼児、児童及び生徒の就学指導に関すること。
那覇市立学校適正規模等審議会	市立学校の適正規模及び適正配置に関すること。

」

「 に

那覇市立学校適正規模等審議会	市立学校の適正規模及び適正配置に関すること。
那覇市就学指導委員会	特別支援教育を要する幼児、児童及び生徒の就学指導に関すること。
那覇市立学校結核対策委員会	結核の精密検査を要する児童及び生徒の判定並びに市立学校の結核対策に関すること。
那覇市立幼稚園2年保育モデル事業評価委員会	市立幼稚園における2年保育モデル事業の評価に関すること。

」

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第35号

平成15年10月1日

那覇市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市乳幼児医療費助成条例（平成5年那覇市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 乳幼児 6歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。

第4条中「満3歳又は満4歳」を「3歳に達する日の属する月の翌月1日以後の者」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - 2 改正後の那覇市乳幼児医療費助成条例の規定は、平成16年1月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。
-

那覇市条例第36号

平成15年10月1日

那覇市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

那覇市税条例の一部を改正する条例（平成15年那覇市条例第21号）の一部を次のように改正する。

付則第1条第1号中「第1条の3」を「第4条」に改め、同条第3号中「第1条の2」を「第2条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

那覇市規則第70号

平成15年10月1日

那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則（昭和47年那覇市規則第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「消防団は、」の次に「本部及び」を加え、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 本部に団長及び副団長2人を置く。
- 3 本部の位置は、那覇市東町26番12号とする。

第5条中「消防団長」を「団長」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

那覇市公告第58号

平成15年9月18日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)